みよし地方史

第130号
2026.8.1
三次地方史研究会発行

・「三次」と「三谷」の歴史的由来　加藤　光臣
　―両地名の語源再考―
・三次地方史研究会二〇二五年度事業報告
・二〇二六年度事業計画
・松本清張と三次・芸備線　後藤　研一
　―昭和の巨星晩年の断想―

「三次」と「三谷」の歴史的由来

―両地名の語源再考―

加藤光臣

一、はじめに

「三次」と「三谷」の表記は古代の三次盆地に設定された三次郡・三谷（郷）郡の行政単位を表す地名として奈良・平安時代の文献史料や木簡などに出現する。

三次の地名の語源と歴史的変遷については、藤村耕市①が、また三谷の地名については妹尾周三②がこれまでの考え方を整理・検討して詳しく論じており、すでに諸説が出尽くした感があり、もはや新たな議論の余地はないかのようにもみえる。

しかしながら、両地名ともに三次盆地の中枢域を表示するものであるゆえに、その地名は当地域の歴史的背景と密接に関連する由縁を語源とした可能性も高いのではないかと思われる。しかも、とりわけ文献史料に著しく乏しい古代の三次盆地の歴史像を探るうえで、両地名の語源はその謎を解き明かすうえで重要な鍵を握るものと考えられる。したがって、本稿では、これまでの考古学的成果も踏まえながら改めて両地名について再考してみたい。

二、古代の行政区画と支配体制

大宝元（七〇一）年制定の大宝律令の法体系に基づいて、奈良時代には全国（北海道・沖縄地方を除く）の行政区画が細かく定められた。まず本州列島を畿内・七道（東山道・東海道・山陰道・山陽道・南海道・西海道）の大行政区域に分け、さらにその区域内は国・郡・里（七一五年に郷と改称）の行政単位が設定された。ただ、このような行政区分はすでに七世紀後半にはかなり整えられていたようであり、六九四年に造営・遷都された日本最初の都城である藤原京出土の木簡などから、「郡」の表現は大宝律令施行以前には「評（こおり・ひょう）」の字が当てられたことが判明している。

国に国衙（現在の県庁に相当）、郡に郡衙（現在の市役所に相当）の役所が置かれ、国衙には中央から国司の役人が派遣されたが、郡衙の上級官吏である郡司は国司によって地域の有力豪族が選出・推薦された。また、戸籍上の家族（戸）である五十戸を基本単位とする里（郷）には有力戸主が里長（郷長：村長に相当）に任命され、津々浦々から山間地の隅々まで管轄・統治が貫徹する中央集権の支配体制が確立された。

現広島県の範囲は、律令制では西半地域の安芸国と東半の備後国がほぼ該当し、安芸国の国衙跡は安芸郡府中町の国史跡下岡田遺跡に比定されている。これまでの調査によって、官衙跡と推定される礎石建物跡や掘立柱建物跡などとともに須恵器・土師器類や瓦・円面硯・木簡等が発見されているが、国府（国衙を中心とした市街区域）を想定するには地形的にやや狭いようである。一方、備後国衙は府中市元町の国史跡備後国府跡とされた場所であり、そこでは整然と並ぶ掘立柱建物跡群や柵・溝等の存在とともに、多量の須恵器・土師器類、瓦類、三彩、緑釉陶器、円面硯、銅印や官人（役人）が着用したベルトに付けられた石帯なども出土している。なお、安芸・備後ともに府中の地名が比定地であるように、全国的にも国衙所在地は「府中・国府・国衙」などの地名が残る場所が多い。

備後国の中は、当初十一郡に分けられ、北部地域は三次・三谷・恵蘇・奴可・神石・世羅郡などからなるが、甲奴郡のように少し後（七〇九年）に分割設定される郡もある。安芸国内は八郡に分けられ北部地域では高宮郡と高田郡が備北の三次郡と接している。

郡内を統治する郡衙跡はいまだ大半が未発見であるが、三次市西酒屋町の県史跡下本谷遺跡は備後国の三次郡衙跡としてその実態が判明した稀少な例である。遺跡では、柵に囲まれた正殿（庁屋）と脇殿（向屋）がコ字状に整然と配置された政庁（庁院）の中心部と周縁に倉庫（正倉）群が政庁の軸方向に合わせて立ち並ぶ姿が明らかにされた。これらは、平安時代の九世紀前半まで四期にわたる時期変遷が確認されており、あるいは一〇世紀代まで郡の役所としての機能を持ち